資料３－２

岩手県アルコール健康障害対策推進協議会部会設置運営要領（案）

（部会の設置）

第１　岩手県アルコール健康障害対策推進協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第６の規定に基づき、次に掲げる部会（以下「部会」という。）を置く。

(1)　相談支援体制部会

(2)　医療体制部会

（所掌事務）

第２　部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)　相談支援体制部会　地域におけるアルコール健康障害に関する相談支援体制の整備に関すること

(2)　医療体制部会　地域におけるアルコール依存症の治療等の体制の整備に関すること

（組　織）

第３　部会は、委員８人以内をもって組織する。

２　委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長）

第４　部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選とする。

２　部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　部会長が事故等で不在のときは、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

（会　議）

第５　部会は、部会長が招集する。

２　部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（オブザーバーの出席）

第６　部会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者にオブザーバーとして出席を求め、説明または意見を聞くことできる。

（庶　務）

第７　部会の庶務は、保健福祉部障がい保健福祉課において処理する。

（補　則）

第８　この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附　則

1　この要領は、平成 30 年　月　日から施行する。

2　第３第２項の規定に関わらず、部会設置当初の委員の任期は、平成 32（2020）年６月 18 日までとする。